## 令和2年度 第1回 まちづくり専門委員会議

令和2年7月20日15:00~16:30 三宮国際ビル7階701会議室

### 次第

1.	開会	… [資料1]
2.	まちづくり制度について	… [資料2]
3 ·	鈴蘭台駅北地区 (1)まちづくり協議会の認定 (2)まちづくり構想の提案	… [資料3]
4.	新型コロナウィルスの影響による協定期限の一時延	長措置 …「資料4〕
5.	閉会	[271 ]

◆配付資料一覧◆	
【資料1】	
・令和2年度 まちづくり専門委員一覧	 P 1
【資料2】	
・協働と参画のまちづくり	 P2
・まちづくり条例	 P3
・まちづくり専門委員の役割	 P4
【資料3】	
・鈴蘭台駅北地区の概要	 P5-6
・まちづくり協議会の認定	 P7-8
・まちづくり構想の提案	 P9-10
【資料4】	
・新型コロナウィルスの影響による協定期限の一時延長措置	 P11
【資料5】	
・まちづくり専門委員会議設置要綱	 P12-13

## 令和2年度 まちづくり専門委員一覧

(50 音順・敬称略)

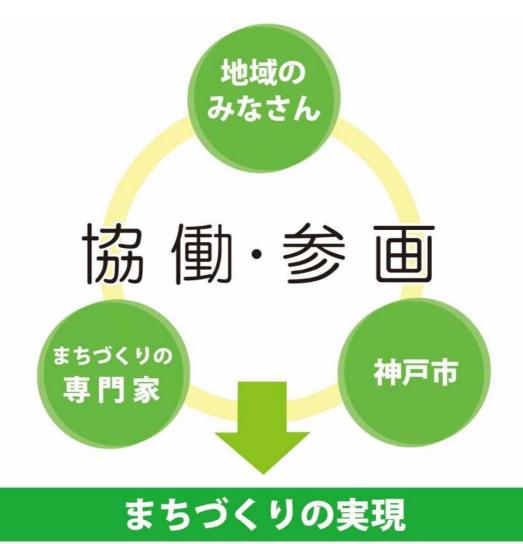
所属	氏名(ふりがな)	委嘱期間
戸大学大学院 工学研究科 准教授	(くりやま なおこ)	令和2年度
	栗山 尚子	令和3年度
兵庫県立大学	(くるまい ひろこ)	平成31年度(令和元年度)
国際商経学部兼経済学部兼経営学部 教授	車井 浩子	令和2年度
武庫川女子大学 生活環境学科 准教授	(みずの ゆうこ)	平成31年度(令和元年度)
单川女士人子 生冶琼垷子科 准教技	水野 優子	令和2年度
大形法律事務所 弁護士 大形法律事務所 弁護士	(やかた こうのすけ)	平成31年度(令和元年度)
大心宏伴事伤的 一并丧工 	矢形 幸之助	令和2年度
(株)コー・プラン	(よしかわ けんいちろう)	平成31年度(令和元年度)
(まちづくりコンサルタント)	吉川健一郎	令和2年度

資料 2①

### 神戸市における協働と参画のまちづくり

#### 1. 協働と参画のまちづくりの枠組み

神戸市では、まちづくり条例に基づき、『住民』『専門家』『行政』などが協力しながら 取り組む「協働と参画のまちづくり」により、住民が主体となるまちづくりを進めて いる。



## ものづくり

道路整備や区画整理 などの事業を行い、 まちを改善していきます。まちを誘導します。

## ルールづくり

まちづくり協定や地区 計画などルールを考え、

## 魅力づくり

緑化・美化活動や防災・ 防犯活動、福祉活動など に取り組みます。

### 神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例(まちづくり条例)

# まちづくり協議会(第2章)

地区の住み良いまちづくりを推進するために**住民等が** 設置した協議会

- ・地区の住民等の大多数により設置されている
- ・構成員は住民等、他まちづくりの学識経験を有する者・これに準ずるもの
- ·活動が地区の住民等の大多数の支持を得ている

### **まちづくり提案** (第3章)

- ・まちづくり協議会は、住民等の総意を反映した、地区のまちづくりの構想に係る提案を策定し、市長に提出できる
- ・市はまちづくり提案の内容に配慮するよう努める
  - ・ものづくり
  - ・ルールづくり
  - ・ 魅力づくり

認定まちづくり協議会の役割

### まちづくり協定 (第4章)

- ・まちづくり協議会は、住み良いまちづくりを推進するために必要な事項を、まちづくり協定として市長と 締結できる
- ・協定区域内で建築物・工作物の新築等や土地の 区画形質の変更をしようとする場合は、**行為の届出を求めることができる**
- ・届出に際しては、届出者から**まちづくり協議会へ、** その内容の説明を求めることができる
- ・届出の内容が協定の内容に適合していない場合は、届出者と市が必要な措置を協議する

#### 地区計画

(第5章)

住民の意見を反映するための 手続きに関することを規定 (素案の縦覧、説明会の開催)



### **助成等** (第6章)

#### まちづくり支援事業

(技術的支援、活動に要する経費の 一部を助成など)

まちづくり制度のメニュー



### まちづくり専門委員 (第7章)

住み良いまちづくりを推進するため、専門 的な見地から幅広く意見を求める

### まちづくり専門委員会議の役割

まちづくり条例に掲げられている項目(まちづくり協議会・まちづくり提案・まちづくり協定・まちづくり支援など)に関して、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として設置しています。

[神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例 第19条]

### 意見を述べる

### まちづくり協定

- ⇒・協定の締結及び協定を変更する場合
  - ・協定に係る届出に関して協議する場合

### まちづくり協議会

- ⇒・協議会を認定する場合
  - ・協議会の認定を取消す場合

### まちづくり構想の提案

⇒・提案を受ける場合

### まちづくり支援

- ⇒・コンサルタント派遣に関する検証・評価
  - ・活動助成の優良まちづくりボランティア団体に関する 検証・評価

### その他

⇒・市長が必要があると認める場合

### 報告を受ける

### まちづくり協議会

- ・変更の届出があった場合
- ・まちづくり協議会からの申出により、認定を取消す場合

### 鈴蘭台駅北地区まちづくり

### 【まちづくり協議会の認定・まちづくり構想の提案】

#### ◆専門委員会議で意見聴取する事項

(1)まちづくり協議会の認定

(神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例第4条)

(2) まちづくり構想の提案

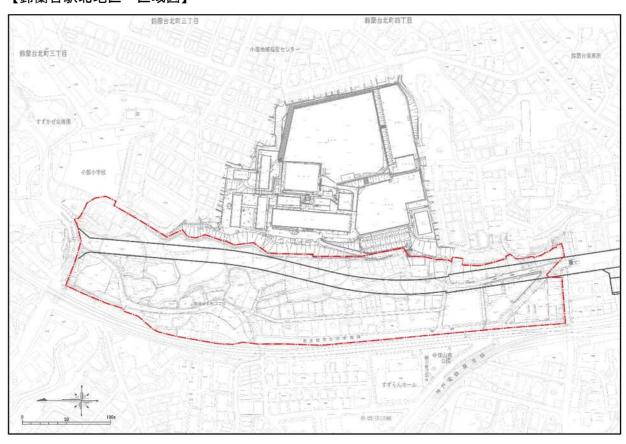
(神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例第7条)

#### ◆鈴蘭台駅北地区まちづくりの概要

#### 1. まちづくり協議会が発足した経緯

鈴蘭台駅前の再開発が進む中、鈴蘭台駅へのアクセス道路となる都市計画道路鈴蘭台 幹線が未整備のため、平成29年より「鈴蘭台幹線北区間の整備について考える勉強会」 がスタートした。鈴蘭台幹線だけでなくその沿道も含めた区域でまちづくりを行うこと で、鈴蘭台地域をよりよいまちへ再生できる機会になるとの思いで、鈴蘭台駅北地区ま ちづくり協議会が発足した。

#### 【鈴蘭台駅北地区 区域図】



#### 2. 地区・組織の概要

#### (1) 団体設立

令和2年6月30日

#### (2) 対象区域

・所在地:鈴蘭台北町1~2丁目の一部

・面積:約5ha、世帯数:約210世帯、人口:約420名

#### (3) まちづくり活動の目的

「子どもから高齢者まで、元気に明るく安心して暮らせる、住み心地のよいまちをめざし、都市計画道路鈴蘭台幹線の整備を活かしたまちづくり」を行うことを目的とする。(規約第2条「目的」)

#### (4) 会員の構成

- ①区域内の居住者
- ②区域内において事業を行う者
- ③区域内の土地及び建物の所有者

#### (5) 活動の経緯

H29.7~ 鈴蘭台幹線北区間の整備について考える勉強会(計7回開催)

H30.11~ 鈴蘭台駅北地区まちづくり協議会準備会(計7回開催)

R1.8~9 まちづくり構想(素案たたき台)説明・意見交換会

R1.10 まちづくり構想(素案)アンケート調査

R2.6.30 まちづくり協議会設立総会

#### [参考]

今後の活動予定

R2年度中 まちづくり勉強会 (街並みルール) の開催 アンケート配布・回収 (街並みルール)

#### ◆まちづくり協議会の認定(まちづくり条例第4条の確認)

第4条 市長は、まちづくり提案の策定、まちづくり協定の締結等により、専ら、地区の 住み良いまちづくりを推進することを目的として住民等が設置した協議会で、次の各号に 該当するものをまちづくり協議会として認定することができる。

- (1) 地区の住民等の大多数により設置されていると認められるもの
- (2) その構成員が、住民等、まちづくりについて学識経験を有する者その他これらに準ずる者であるもの
  - (3) その活動が、地区の住民等の大多数の支持を得ていると認められるもの
    - 1. 第1号(住民の大多数により設置)と第2号(構成員)について 協議会会則により認められる。
    - 2. 第3号(住民等の大多数の支持)について

「平成31年度実施のアンケート結果」

•回収率:71.49%、賛同率:85%

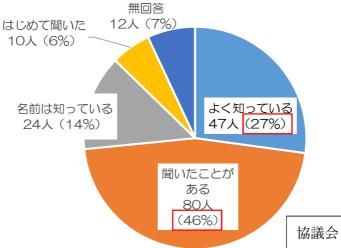
以上の結果により、地区の住民等の大多数の支持を得ていると認められる。 ※詳細は別紙1のとおり

#### 鈴蘭台駅北地区のまちづくり構想 (素案) に関するアンケート

#### ■鈴蘭台駅北地区アンケート集計結果

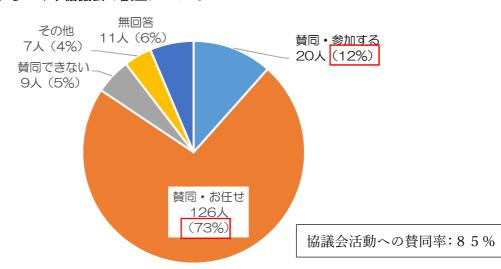
·配布数: 2 4 2 名、回収数: 1 7 3 名、回収率: 71.49%

#### ■問4. まちづくり協議会(準備会)について



協議会(準備会)の認知率:73%

#### ■問3. まちづくり協議会の設立について



■回収率:71.49%

■協議会活動への賛同率:85%

⇒その活動が、地区の住民等の大多数の支持を得ていると認められているものである。 (神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例 第4条第1項第3号)

### ⇒認定の条件を満たしている

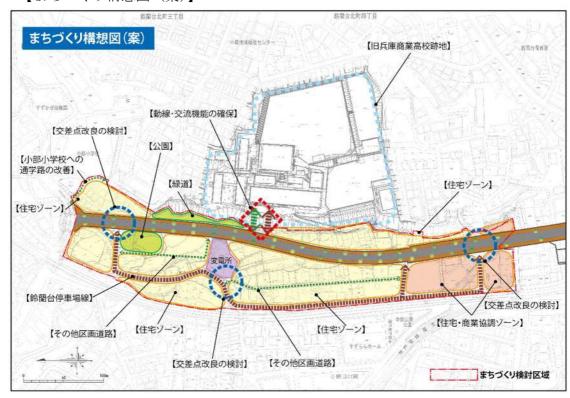
#### ◆まちづくり提案について

#### 1. まちづくりの目標

「子どもから高齢者まで、元気に明るく安心して暮らせる、住み心地のよいまちをめざし、都市計画道路鈴蘭台幹線の整備を活かしたまちづくり」

※まちづくり構想は別紙「まちづくり構想(案)」のとおり

#### 【まちづくり構想図(案)】



#### 2. まちづくり条例第4条の確認

第7条 まちづくり協議会は、住み良いまちづくりを推進するため、住民等の総意を反映して地区のまちづくりの構想に係る提案をまちづくり提案として策定することができる。

#### ○合意形成の結果

住民に対し、まちの将来像についてアンケート調査を実施

・回収率:71.49%、まちづくり構想賛同率:86%

※詳細は別紙2のとおり

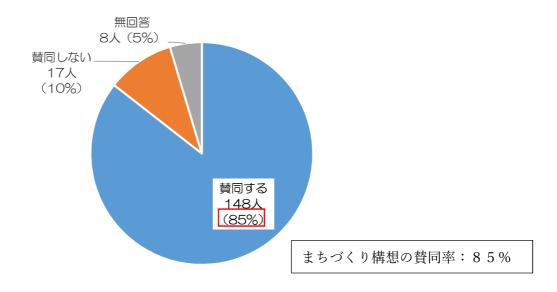
以上の結果を受け、総会の場でまちづくり構想の市への提出を決定した。

鈴蘭台駅北地区のまちづくり構想(素案)に関するアンケート

#### ■鈴蘭台駅北地区アンケート集計結果

·配布数:242名、回収数:173名、回収率:71.49%

#### 問 1. 「まちづくり構想(案)」について



■回収率:71.49%

■まちづくり構想の賛同率:85%

⇒まちづくり協議会は、住みよいまちづくりを推進するため、住民等の総意を反映して 地区のまちづくり構想に係る提案をまちづくり提案として策定することができる。

(神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例 第7条)

⇒住民の総意を得ているため、まちづくり提案として提案で

きる

#### 新型コロナウィルスの影響による協定期限の一時延長措置

新型コロナウィルスの影響で一時的にまちづくり協定の更新に関する作業の中断を余儀なくされた団体については、下記のとおり取り扱うものとする。

#### 1. 対応方針

まちづくり協定の内容がこれまでと同様で、協定の期限のみを変更(延長)する場合、

- ・協定期限を最大1年間延長すること
- ・変更したまちづくり協定を締結するにあたって、住民等の合意形成(アンケート 調査等)を簡略化すること

を可能とする。

#### 2. 適用対象協定

令和2年度末までに協定期限をむかえるもの

- ・御影浜手まちづくり協定(協定期限:令和3年3月10日)
- ・北須磨団地まちづくり協定(協定期限:令和3年3月31日)

#### 3. 適用の条件

- (1)住民等にまちづくり協定の内容及びまちづくり協定の期限を一時的に延長する旨を記載した地域の広報(ニュース)などを配布し、事前に周知を図ること。
- (2)協定期限の延長に関して、協定締結者である認定まちづくり協議会の総会もしくは臨時総会において決議をすること。
- (3)新しく設定した有効期限内に住民等の合意形成(アンケート等)を経たうえで改めてまちづくり協定の締結に向けて作業を進めること。

#### まちづくり専門委員会議開催要綱

平成27年3月9日 住宅都市局長決定 令和2年5月1日 改正

(趣旨)

第1条 神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例(以下「まちづくり条例」という。) 第19条に規定するまちづくり専門委員(以下「委員」という。)より、専門的な見地から幅広 く意見を求めることを目的として、まちづくり専門委員会議(以下「会議」という。)を開催 する。

(委員)

- 第2条 会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 都市計画、土木、法律、経済、防災等を専門とする学識経験を有する者
  - (2) まちづくりコンサルタント及び商業コンサルタント等の実務経験を有する者
- 2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、それぞれ6名以内とする。

(委員の役割)

- 第3条 委員は、次の各号に定める事案について、意見を述べるものとする。
  - (1) まちづくり条例第9条第2項及び第9条第4項に規定する, まちづくり協定の締結及び変更する場合
  - (2) まちづくり条例第 12 条第2項に規定する,まちづくり協定に係る地区内の届出に係る行為が,まちづくり協定に適合しないと認められ,当該届出をした者と必要な措置について協議する場合
  - (3) まちづくり条例第4条に規定するまちづくり協議会を認定する場合
  - (4) まちづくり条例第6条に規定するまちづくり協議会の認定の取り消しをする場合
  - (5) まちづくり条例第7条に規定するまちづくり提案を受ける場合
  - (6) 神戸市まちづくり専門家派遣実施要領第8条に規定する, まちづくりコンサルタント派遣 に係る検証及び評価を実施する場合
  - (7) 神戸市まちづくり助成実施要領第1条の2に規定する,優良まちづくりボランティア団体 の認定及び更新の決定に関する検証及び評価を実施する場合
  - (8) その他、市長が必要があると認める場合
- 2 委員は、次の各号に定める事案について、報告を受けるものとする。
  - (1) まちづくり条例施行規則第4条に規定するまちづくり協議会に係る変更の届出があった場合
  - (2) まちづくり協議会より認定取消申出書が提出され、認定を取り消す場合 (任期)
- 第4条 委員の任期は、1期2年とし、最長任期は原則5期10年以内とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会議の開催時期)

第5条 会議は、原則として年2回開催する。なお、第3条各号に定める事案がある場合は、事 案に応じて委員を招集し適宜開催するものとする。また、軽微な項目については、委員個別に 報告し、意見を聴くことができるものとする。 (会議の公開)

- 第6条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、都市局長が公開 しないと決めたときは、この限りでない。
- (1) 神戸市情報公開条例(平成13年神戸市条例第29条)第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱(平成25年3月27日市長決定)を適用 する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、都市局まち再生推進課において処理する。

(施行細目の委任)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、都市局副局長が定める。
- 附 則(令和2年5月1日決裁)

(施行期日)

- この要綱は、平成27年3月9日より施行する。
- この要綱は、平成31年4月1日より施行する。
- この要綱は、令和2年5月1日より施行する。